

徳島県福祉サービス評価機関認証要綱の改正について

1 改正の背景

国において、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」が改正され、平成31年度から、評価機関の認証は更新制であることが明確化されるとともに、更新時研修が創設され、直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は、更新時研修の受講が必須化された。

このことから、本県の評価機関認証要綱においても、更新時研修に関する規定を新たに設ける。

2 改正の概要（案）

次の規定を追加する。

- (1) 更新の際、直近3か年度における評価件数が10件以上の場合
全国社会福祉協議会又は県が行う更新時研修の受講を努力義務とする。
- (2) 更新の際、直近3か年度における評価件数が10件未満の場合
全国社会福祉協議会又は県が行う更新時研修の受講を義務とする。
また、更新時研修を受講しない場合、認証を取り消すことができるものとする。
- (3) その他
 - ・評価件数には、全国共通の評価基準で実施している社会的養護関係施設に係るもの及び他都道府県での実績も含む。
(評価件数は、原則、評価結果の確定日を基準として、年度ごとにカウントする。)
 - ・更新時研修は、更新を行う年度中に受講するものとする。

3 更新時研修の実施について

県内に所在する評価機関の更新年度に、評価調査者継続研修と併せて実施する。
カリキュラムは、おおむね国の示すモデルカリキュラムにそったものとする。
(初回は、令和2年度実施予定)

<参考> 徳島県認証評価機関

機関名	所在地	現認証期間	直近3か年度実績 (H28, 29, 30)
(福)徳島県社会福祉協議会	徳島市	H30.9.8～R3.9.7	17件
(NP0)メイアイヘルプユー	東京都	R1.10.18～R4.10.17	149件
(NP0)福祉経営ネットワーク	東京都	R1.10.18～R4.10.17	309件
(一社)福祉サービス評価機構Wellink	徳島市	H29.10.13～R2.10.12	1件